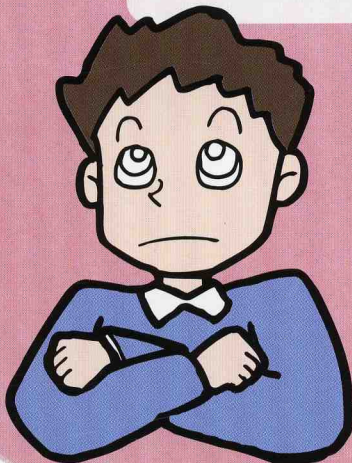


職場のトラブルの解決に 社労士会労働紛争解決センター長野

を利用してみませんか？



- ◆社労士会労働紛争解決センター長野は「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(ADR法)」に基づく法務大臣の認証を受けて、労務管理の専門家である社会保険労務士がトラブルの当事者の言い分をお聴きするなどしながら、個別労働関係紛争を最終的に「あっせん」という手続により、簡易・迅速・低廉に解決(和解の仲介)する機関です。
- ◆「あっせん」とは、期日を定めて紛争の双方当事者にお集まりいただき、非公開であっせん委員が紛争当事者から交互に言い分をお聞きし、紛争を解決に導く手続です。
- ◆社労士会労働紛争解決センター長野利用の対象となる労働紛争は、個別労働関係紛争です。つまり、個々の労働者と事業主との間の紛争が「あっせん」の対象となります。
- ◆社労士会労働紛争解決センター長野の利用(あっせん手続の申立て)には、3,150円(消費税込)の費用が必要となります。
- ◆社労士会労働紛争解決センター長野の利用に関する秘密は守られます。



詳しくは、社労士会労働紛争解決センター長野にお問い合わせください。

法務大臣認証第99号 厚生労働大臣指定第37号

社労士会労働紛争解決センター長野

長野県長野市大字中御所字岡田131番地14 JAながの会館3F 長野県社会保険労務士会内



受付・ご案内の電話番号 (026) 267-6200

※ご相談は担当の社会保険労務士がお受けいたします。

ホームページアドレス <http://sr-nagano.or.jp/>